

## 議案第55号

### 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
略					
道路 法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。	略				
	幕 （ 政 令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ	略			

別表（第2条関係）

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
略					
道路 法施 行令 （昭 和27 年政 令第 479 号。 以下 「政 令」 とい う。	略				
	幕 （ 政 令 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ	略			

) 第7条第1号に掲げる物件	る工事用施設であるものを除く。 )				
	略				
政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき	1,100円	950円	1,155円	997円
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	

) 第7条第1号に掲げる物件	る工事用施設であるものを除く。 )				
	略				

		1年									
政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条 第5号に掲げる 工用材料	占有 面積 1平 方メ ート ルに つき 1月	200円	100円	210円	105円	政令第7条第2 号に掲げる工 用施設及び同条 第3号に掲げる 工用材料	占有 面積 1平 方メ ート ルに つき 1月	200円	100円	210円	105円
政令第7条第6 号に掲げる仮設 建築物及び同条 第7号に掲げる 施設		略				政令第7条第4 号に掲げる仮設 建築物及び同条 第5号に掲げる 施設		略			
政令 第7 条第 8号 に掲 げる 施設	略	略				政令 第7 条第 6号 に掲 げる 施設	略	略			
政令 第7 条第 9号 に掲 げる						政令 第7 条第 7号 に掲 げる					

施設	
政令 第7 条第 11号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	
政令第7条第12号に掲げる器具	

備考 略

施設	
政令 第7 条第 9号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	
政令第7条第10号に掲げる器具	

備考 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。